

福井市下水道管路施設
包括的維持管理業務委託

落札者決定基準

令和8年8月3日

福井市上下水道局

目 次

第1 落札候補者決定の体制	1
第2 審査の手順及び方法	1
1 資格審査	1
(1) 入札参加資格審査	1
2 提案審査	1
(1) 提案書の確認	1
(2) 技術評価	1
(3) 入札価格の確認	4
(4) 価格評価	4
(5) 総合評価	4
(6) 低入札価格調査	4
3 落札者の決定と公表	5
4 審査の手順	6

本書は、福井市上下水道局(以下、「市」という。)が実施する福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託(以下「本業務」という。)の事業者の募集及び選定に当たり、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)を対象に交付する「入札説明書」の一部として位置付けるものであり、本業務を履行する事業者の選定に際し、審査方法及び評価項目等を示すものである。

第1 落札候補者決定の体制

落札候補者の決定に当たり、入札参加資格審査、価格評価は市が行う。

技術評価及び総合評価は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置している「総合評価一般競争入札審査委員会(以下「委員会」という。)」が行い、落札候補者を選定する。

第2 審査の手順及び方法

1 資格審査

(1) 入札参加資格審査

市は、入札参加者から提出された入札参加資格確認申請書等を基に、入札説明書に示す入札参加資格要件を満たしているかについて審査を行う。1項でも不備が確認された場合は、市から入札参加者へ修正指示をする。市から修正指示を受けた入札参加者は、修正指示に対応することとし、対応できない場合は失格とする。

入札参加資格要件を満たしていることが確認された入札参加者のみ、次の提案審査に参加できる。なお、入札資格審査結果については全入札参加者に書面にて通知する。

2 提案審査

(1) 提案書の確認

市は、入札参加資格審査を通過した入札参加者から提出された提案書について、提出書類の不備がないか確認する。1項でも不備が確認された場合は、市から入札参加者へ修正指示をする。市から修正指示を受けた入札参加者は、修正指示に対応することとし、対応できない場合は失格とする。なお、修正指示に対応した場合について入札価格の変更は認めない。不備がないことが確認された場合、当該提案書について技術評価を行う。

(2) 技術評価

資格審査を通過した入札参加者の提案書について、表2-1、表2-2の評価項目及び配点、表3の採点の基準に基づき、委員会で技術評価を行う。

(注)各評価項目の評価点合計値を技術評価点とし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表2-1 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点	
			合計	内訳
① 業務実施能力	(1) 地域精通度	・福井市下水道単価契約登録業者として維6号及び維8号の登録を有する者が構成員に含まれているか	40	40
	(2) 工事及び業務実績	・管路調査業務（本管TVカメラ調査、本管潜行目視調査、人孔目視調査）の実績が十分か	40	10
		・福井市が発注する維6号及び維8号の業務の実績が十分か		10
		・人孔鉄蓋更新工事の実績が十分か		10
		・コンサルタント業務（管路診断、改築詳細設計（管更生又は布設替え））の実績が十分か		10
	(3) 技術力の確認	・本業務に有益な資格の種類とそれを有する技術者数は十分か	10	10
② 業務提案内容 (1/2)	(4) 業務理解度	・業務実施の基本方針、民間事業者としてのノウハウ、創意工夫を発揮できる事項、地域特性等基本的な考え方を踏まえ述べられているか	20	20
	(5) 業務の実施体制	・業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画（平日）について、考え方と具体的な体制について、適切に提案されているか ・再委託を行う場合、再委託の必要性が適切に記載されているか	40	10
		・業務に使用する作業機材について、業務内容、業務量を踏まえた機種があるか		10
		・業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保について、考えられているか		10
		・業務上の安全管理及び労働安全衛生の確保について、考え方と具体的な方法が記載されているか ・従業員の教育・安全訓練について、考え方と具体的な対応方法が適切に記載されているか		10
	(6) 担当予定技術者の実績	・統括責任者の実績が十分か	20	10
		・管理技術者の実績が十分か		5
		・主任技術者の実績が十分か		5

表2-2 評価項目及び配点

評価項目		評価内容		評価の着眼点	配点	
					合計	内訳
②	業務提案内容 (2/2)	各業務の要求事項に対する考え方や提案について	(7) 統括管理業務	・統括管理業務の位置付け及び役割並びに効果等について、的確に述べているか ・各業務の一体的管理（統括管理業務）による利点を活かした有効な提案、課題（リスク）を克服する提案はあるか	20	20
			(8) 計画的維持管理業務	・業務を円滑に進めるための具体的な取組みに対する提案はあるか ・維持管理の高度化に資するデータ管理・分析能力があるか	15	15
			(9) 日常的維持管理業務	・緊急時における緊急連絡体制及び人員配備計画が効果的か ・住民からの問合せ対応において、対応方法や記録方法について具体的な提案があるか ・業務前の近隣住民や店舗等への周知方法について具体的な提案があるか	15	15
			(10) 事業者によるセルフモニタリング	・本業務の要求事項を満足するために事業者側で実施するセルフモニタリングの目的や考え方が適切に示されているか	10	10
			(11) 市民サービスの向上 ・地域貢献	・業務実施に伴い、想定される市民サービスの向上・地域貢献について明確に記載されているか ・本市の下水道事業及び下水道管路施設包括的維持管理業務委託に関する市民への理解促進を図る取組について記載されているか ・市民生活や環境に配慮した具体的な提案があるか	15	15
			(12) 局職員の技術継承対策	・福井市の職員に技術を継承・定着するための提案があるか	10	10
			(13) 自由記述	・本業務で求められること以上の提案があるか ・新たな発想に基づく提案であり、本市に適応したものであるか	25	25
		合計			280	280

表3 採点の基準

評価ランク		採点方法	内容
A	特に優れている	配点×1.00	要件を十分に満たしており、本市の期待を大きく上回る工夫が提案されている。
B	優れている	配点×0.75	要件を十分に満たしており、本市の期待を上回る工夫が提案されている。
C	普通	配点×0.50	要件を満たしており、本市の期待するレベルの提案である。
D	やや劣る	配点×0.25	要件をほぼ満たしているが、本市の期待を下回る提案である。
E	評価しない	配点×0.00	評価すべき内容がない。（記載がない場合を含む。）

(3) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)が予定価格を超過していないかについて確認する。

入札価格が予定価格を超過している場合は失格とする。

(4) 価格評価

市は、入札価格について、以下の方法により価格評価点を決定する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の満点(120点)} \times \text{失格基準価格} / \text{当該入札者の入札価格}$$

(注)価格評価点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

(5) 総合評価

委員会は、技術評価及び価格評価の結果を基に総合評価点を算出し、最も得点の高い者を落札候補者として選定する。

総合評価点は以下の通り決定する。

$$\text{総合評価点(400点)} = \text{技術評価点(280点)} + \text{価格評価点(120点)}$$

(注)総合評価点は、小数点第2位までを求める。

なお、入札参加者が1者の場合は、技術評価点が87.50点以上かつ価格評価が失格でないときは、当該入札参加者を落札候補者とする。

(6) 低入札価格調査

落札候補者の入札価格が調査基準価格(税抜き)を下回った場合は、別に定める低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査を実施し、業務の履行が不可能と判断された場合は失格とする。ここでいう調査基準価格とは、予定価格の91～93%までの範囲内でラ

ンダムに算出された金額をいう。

また、失格基準価格を設定し、開札後、失格基準価格未満で入札したものは失格とする。
失格基準価格は、調査基準価格(税抜き)の90%の金額をいう。

調査の対象となった者は、資料の提出及び事情聴取等の調査に協力しなければならない。

3 落札者の決定と公表

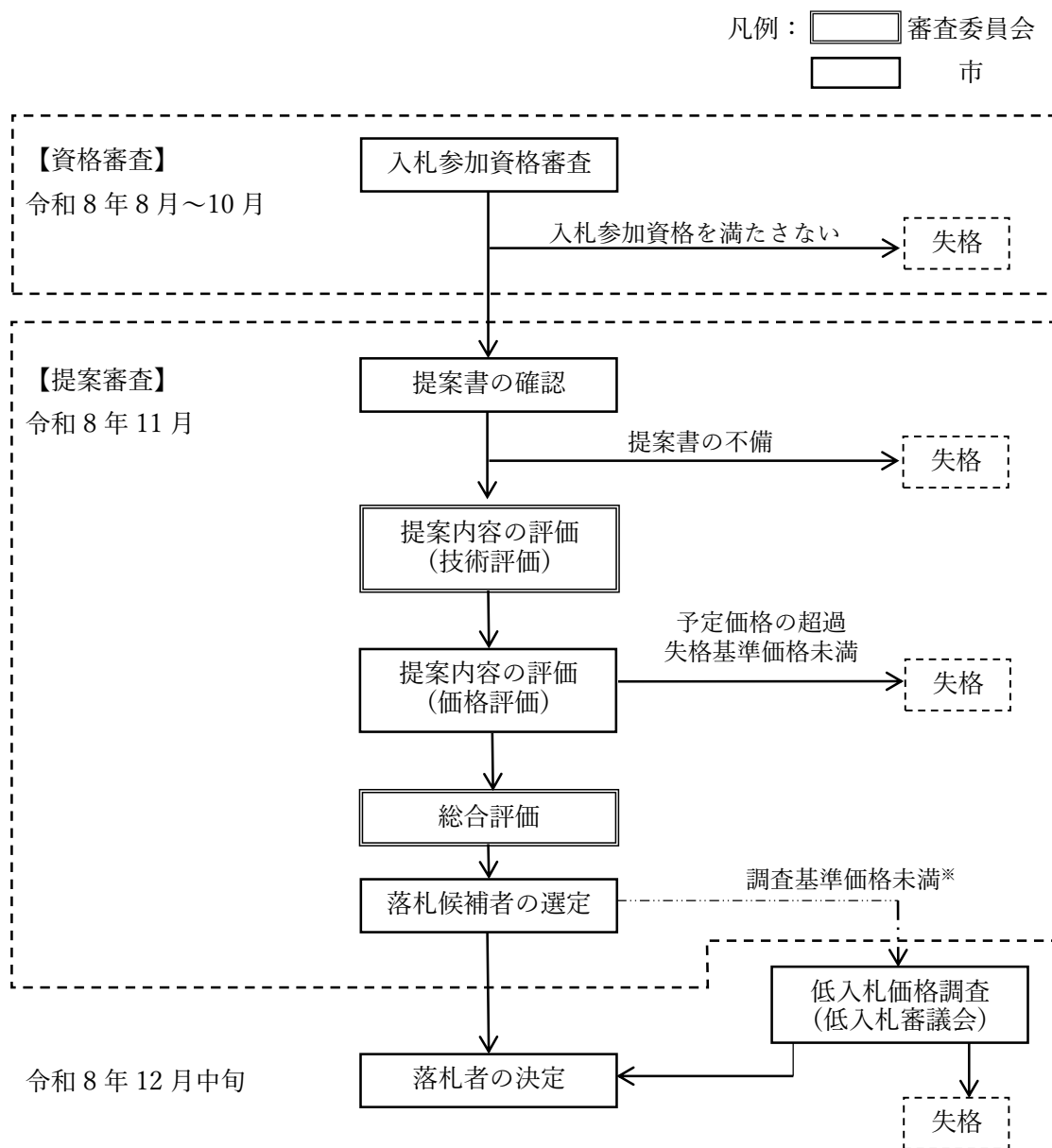
市は、委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が2人以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。

落札者の決定後、入札結果を市のホームページで公表する。

4 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



※ 落札候補者が低入札調査基準価格未満の通知を受けた場合、指定の日時に低入札調査資料を提出し、低入札価格調査を受ける。

また、低入札価格調査の流れは以下の通りである。

